

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成 26 年総務省令第 85 号）第 44 条第 2 項第 5 号、第 45 条第 1 項第 4 号及び第 5 号、第 46 条第 3 項第 2 号並びに第 47 条第 1 項第 3 号の規定に基づき総務大臣が定める事項を定める件を制定する告示（平成 27 年総務省告示第 402 号）の一部改正案の概要

1. 改正の理由

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 65 号）の一部の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成 26 年総務省令第 85 号）第 44 条第 2 項第 5 号、第 45 条第 1 項第 4 号及び第 5 号、第 46 条第 3 項第 2 号並びに第 47 条第 1 項第 3 号の規定に基づき総務大臣が定める事項を定める件を制定する告示（平成 27 年総務省告示第 402 号）について、所要の改正を行う必要があるため。

2. 改正の概要

条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して行う特定個人情報の提供に関し必要な事項等に係る改正を行う。

3. 施行期日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第44条第2項第5号、第45条第1項第4号及び第5号、第46条第3項第2号並びに第47条第1項第3号の規定に基づき総務大臣が定める事項を定める件（平成27年総務省告示第402号） 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
1 特定個人情報の提供の求めにおいて送信する事項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。以下「省令」という。）第44条第2項第5号（<u>省令第44条第3項において準用する場合を含む。</u>）、第45条第1項第5号及び第46条第3項第2号（<u>これらの規定を省令第48条において準用する場合を含む。</u>）の総務大臣が定める事項は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第19条第7号又は第8号の規定による特定個人情報の提供の求め及び提供を管理するためにインターフェイスシステムが生成する番号とする。 2 法第21条第2項（<u>法第26条において準用する場合を含む。</u>）の規定による通知の有効期間 省令第45条第1項第4号（<u>省令第48条において準用する場合を含む。</u>）の総務大臣が定める期間は、30日間とする。 3 情報提供等の記録について記録及び保存する事項 省令第47条第1項第3号（<u>省令第48条において準用する場合を含む。</u>）の総務大臣が定める事項は、次に掲げる事項とする。 ア 法第19条第7号又は第8号の規定による特定個人情報の提供の求め及び提供を管理するためにインターフェイスシステムが生成する番号 イ 特定個人情報の提供の求め（<u>法第21条第2項各号（法第26条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する場合を除く。</u>）又は提供が不適法に行われた場合はその旨	1 特定個人情報の提供の求めにおいて送信する事項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。以下「省令」という。）第44条第2項第5号、第45条第1項第5号及び第46条第3項第2号の総務大臣が定める事項は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第19条第7号の規定による特定個人情報の提供の求め及び提供を管理するためにインターフェイスシステムが生成する番号とする。 2 法第21条第2項の規定による通知の有効期間 省令第45条第1項第4号の総務大臣が定める期間は、30日間とする。 3 情報提供等の記録について記録及び保存する事項 省令第47条第1項第3号の総務大臣が定める事項は、次に掲げる事項とする。 ア 法第19条第7号の規定による特定個人情報の提供の求め及び提供を管理するためにインターフェイスシステムが生成する番号 イ 特定個人情報の提供の求め（法第21条第2項各号のいずれかに該当する場合を除く。）又は提供が不適法に行われた場合はその旨